

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（266）」

2. 日時：平成29年8月7日 10時00分～12時10分

13時30分～18時15分

3. 場所：原子力規制庁 18階共用会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、伊藤安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 機械設備グループマネージャー

（他9名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」、「1.9 水素爆発による原子炉格納容器の損傷を防止するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<1.10 原子炉建屋等の水素爆発損傷防止>

- 原子炉ウェル注水手順における注水開始及び注水停止の判断基準については、数値の根拠を示すとともに他手順で用いる水源との優先順位を踏まえた上で、格納容器トップヘッドフランジのシール部冷却に対する手順の成立性を整理して提示すること。
- 原子炉建屋ベント弁の操作性について、遠隔操作の場所等を示すとともに、高放射線環境下における作業の実現性について整理して提示すること。

<1.9 原子炉格納容器の水素爆発損傷防止>

- 格納容器スプレイの手順は、炉心損傷の前後における余熱除去系、格納容器スプレイ系及び代替循環冷却系等を用いる場合のそれぞれについて、スプレイ開始、停止を判断する数値の根拠、考え方を整理して提示すること。
- サンプリング装置による酸素濃度測定及び水素濃度測定については、通常待機の暖気状態を踏まえて操作の成立性を示すとともに、事故後のサンプリン

グ箇所（D/W、S/P）選定手順について整理して提示すること。

<1.8 原子炉格納容器の下部注水>

- FCI 対策として設置したそれぞれの設備（静的機器含む）について、考え方を整理して提示すること。
- 「原子炉圧力容器の破損の兆候」及び「原子炉圧力容器の破損によるパラメータ変化」を判断する計器及び関連して作動させる弁等について、台数及び高さ関係を示すとともに手順の成立性を整理して提示すること。
- 床面に落下した熔融炉心の冷却手順における「対応手段選択フロー」については、手順と整合させるよう整理して提示すること。
- 「ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入手順」については、緊急用電源の切替操作を踏まえて整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（1.8、1.9、1.10）
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（第51条、52条、53条）
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）（第51条、52条、53条）